

糸島市動画制作業務プロポーザルに係る企画提案仕様書

1 業務名

糸島市動画制作業務

2 委託期間

契約の日から令和3年3月31日まで

3 業務内容

業務内容は、次に掲げるとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、全て発注者に具体的な内容の確認及び了承を得て行う。

1) 制作する動画

- ・四季を感じる糸島をテーマとした、糸島紹介用VTR等の素材として汎用性のある動画を作成する。
- ・想定するターゲット像は、多忙なビジネスの合間に癒しを求める35歳から45歳の首都圏在住の女性。
- ・360度動画、ドローン動画、2D動画をそれぞれ下記の形式で、指定された数を撮影し、納品すること。
- ・音声、テロップ等の編集は不要。
- ・制作する素材動画は、市役所内外の様々な人が編集動画として活用することを想定し、制作すること。

■ 360度動画

項目	内容
形式	編集可能な汎用性がある360度動画で、解像度(3840×1920)、フォーマット(mp4、30fps)等と同等もしくはそれ以上のもの。
撮影箇所	<u>10か所以上(各60秒以上)</u> 撮影場所は、委託者と協議して決定する。

■ ドローン動画

項目	内容
形式	編集可能な汎用性があるドローン動画で、解像度(3840×1920)、フォーマット(mp4、30fps)等と同等もしくはそれ以上のもの。
撮影箇所	<u>3か所以上(各60秒以上)</u> 撮影場所は、委託者と協議して決定する。

*360度動画とドローンの撮影場所は重複して良い。

■ 2D動画

項目	内容
形式	編集可能な汎用性があるもので、縦横比(16:9)、また、解像度(1920×1080)、フォーマット(MP4、30fps もしくは 24fps) 等と同等もしくはそれ以上のもの。
撮影箇所	360度動画、ドローン動画で撮影した箇所(各60秒以上)

* 2D動画は360度動画の素材を利用して作成して良い。

2) 納品形態

納品メディア

DVD-ROM 5式(PCでの複製が可能なデータ形式とすること。)

納品場所

糸島市役所 ブランド・学研都市推進課

3) 留意事項

- ①成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ②出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては受託者において行うこと。
- ③委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)、また、第三者に利用させることができることとする。
- ④映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とすること。既存の映像や音楽素材等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。また、著作権の問題が生じないようにすること。
- ⑤成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ⑥撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受託者において行うこと。また、ドローンの操縦には有資格者を充てること。
- ⑦業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑧この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。

4 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、委託者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、委託者及び関係団体と十分な連絡、調整を行い、運営すること。
- (3) 委託者との調整会議は、糸島市役所会議室及び委託者が指定した場所で行うこと。
- (4) 委託業務に係る調整会議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 関係団体、協力者、本業務従事者のトラブルへの対応は、原則として受託者の責任において行うこと。
- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 関係者の事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「糸島市動画制作に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5. 参加資格要件」を満たしておくこと。

5 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。

6 実績報告書の提出等

- (1) 受託者は、委託業務完了の日から 10 日以内に、実績報告書に成果物、支出書類、データ等関係書類を添えて委託者に提出する。
- (2) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (3) 受託者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も 5 年間は、委託者から提出を求められたら提出しなければならない。

7 その他

この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により決定するものとする。